

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容例	算定基準となる 年間実施回数（規模）	算定基準額（円）	
			区協議会	各校下
(1) 青少年の非行防止・見守り活動	夜間パトロール	年2回 （200人／回）	上限額 220,000 円 （上限 110,000 円×2回）	-
(2) 青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡視 （指導ルーム）	年12回 （10人／回）	-	上限額 72,000 円 （6,000 円×12回）
	研修	年2回 （40人／回）	上限額 300,000 円 （150,000 円×2回）	-
(3) 青少年問題に関する啓発・情報発信活動	ユースタイムス	年2回 （2,500部／回）	上限額 500,000 円 （250,000 円×2回）	-
(4) 青少年の豊かな心を育むスポーツ・体験活動	区中学生懇親 ソフト・キック大会	年1回 （500人）	上限額 160,000 円	-
	市スポーツ大会	年1回（300人）	上限額 200,000 円 （スポーツ 50,000 円 コンクール 150,000 円）	-
	市絵画・写真コンクール	年1回（300人）		
	野外研修	年1回（50人）	上限額 350,000 円	上限額 350,000 円
	体験教室	年3回（50人）	上限額 100,000 円	上限額 100,000 円
	スポーツ活動	年5回 （30人程度／回）	上限額 80,000 円	上限額 80,000 円
(5) 青少年の健全育成につながる地域コミュニティ醸成活動	もちつき大会・調整会議・ラジオペ操・コンサート こどもまつり など	年3回 （実施規模人数×1,000 円程度目安）	上限額 200,000 円	上限額 200,000 円

大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱 第5条に定める個人給付とみなされる経費及び分担金は除く。